

滋賀県道路付属物修繕計画

令和5年3月（令和8年4月一部改訂）

滋賀県 土木交通部 道路保全課

目次

1. 対象施設	1
2. 計画期間	2
3. 基本方針及び短期的な数値目標(門型標識)	2
4. 対策の優先順位の考え方	2
5. 対策費用について	2
6. その他	3
対策予定一覧表	4
参考資料(道路施設の維持管理について)	

1. 対象施設

本計画の対象施設は、表 1、表 2 に示すとおりとする。

表 1 門型標識等の対象施設

令和 8 年 4 月 1 日現在

No	施設名	路線名	設置年度 (西暦)	管理番号	施設長 (m)	道路幅員 (m)	管理事務所名	市町名
1	道路標識	主) 大津草津線	不明	2018-案内 1	25.9	24	大津	大津市
2	道路標識	主) 大津インター線	不明	2056-案内 3	13	11	大津	大津市
3	道路情報提供装置	国道 422 号	2013	17007	7.5	7	大津	大津市
4	道路標識	主) 草津守山線	2005	2042-案 7	20.1	16	南部	草津市
5	道路標識	一) 近江八幡大津線	1998	3559-案 10	15.1	13.2	南部	守山市
6	道路標識	一) 近江八幡大津線	1998	3559-案 11	17	12.5	南部	守山市
7	道路標識	一) 山田草津線	2024	3141-案 18	17.5	16.5	南部	草津市
8	道路標識	国道 477 号	2010	1477案内 38	14.5	12	東近江	竜王町
9	道路標識	国道 477 号	2010	1477案内 39	14	12	東近江	竜王町
10	道路標識	一) 雨降野今在家八日市線	不明	3216 案内 3	10.5	8	東近江	東近江市

主) は主要地方道、一) は一般県道を指す。

表 2 片持ち式案内標識^{※1,2}、道路照明灯^{※3}の対象施設数 (事務所別)

管理事務所	片持ち式案内標識	道路照明灯
大津	252	1536
南部	312	1320
甲賀	314	988
東近江	441	1489
湖東	265	878
長浜	253	842
木之本	151	346
高島	247	536
合計	2235	7935

※1 片持ち式案内標識は、F 型、逆 L 型、テールポール型のものを指す。

※2 平成 25、26 年に実施した総点検時の施設数

※3 令和 4 年 3 月 31 日時点の施設数

2. 計画期間

本計画は、10年に一度（門型標識等については5年に一度）の定期点検を踏まえ、メンテナンスサイクルの取り組みを着実に進めるために、今後10年間（門型標識等については5年間）を対象とした計画とする。ただし、点検結果等を踏まえ、適宜、更新を行うものとする。

3. 基本方針および短期的な数値目標（門型標識）

○集約化撤去

令和8年度までに管理する施設のうち1基程度について、施設の撤去に伴う機能縮小、複数施設の集約化などの検討を、周辺自治体および自治会と協議のうえ、社会経済情勢や施設の利用状況の変化、施設周辺の道路の整備状況、点検・修繕・更新等に係る中長期的な費用等を考慮し、実施することを目標とする。なお、集約化によるコスト縮減効果として、今後5年間で約300千円のコスト縮減効果を目指している。

○新技術等の活用

2巡目の定期点検からすべての橋梁で新技術の活用を検討する。

令和8年度までに管理するすべての施設について、修繕や点検等に係る新技術等の活用の検討を行うとともに、約1割程度の管理施設において、費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術等を活用することを目標とする。

○費用縮減

計画的に予防的な修繕を行うことで維持管理費用が縮減できることから、予防保全に転換し、コスト縮減を見込む。

2巡目の定期点検からすべての施設で新技術の活用を検討することとし、令和8年度までに、前回点検の判定区分がI判定である施設約7基については直営点検を実施し、1巡目点検において従来技術を使用した約1基に対しては新技術等を活用した点検を実施することで、約2,000千円のコスト縮減を目標とする。

4. 対策の優先順位の考え方

案内標識、道路照明灯は、施設の特徴から、第三者被害のおそれがある変状が認められた場合は応急的に措置を実施するなど、原則、対策が必要と判断された施設については、対策を実施するものとする。

ただし、点検結果のバラツキや同一事務所で同時期の集中等を考慮し、安全性を確認したうえで、道路管理者の判断により優先順位を決定し、実施するものもある。

5. 対策費用について

計画に必要な対策費用は1年間に2億円必要となる。

6. その他

○定期点検について

定期点検は、10年に一度近接目視による定期点検を継続的に行い、点検・診断の結果を適切に集積し、修繕等に反映させることで、「メンテナンスサイクル」を確立する。

なお、本計画は最新の定期点検結果により、必要に応じ更新する。

○撤去について

平成26年10月14日付け、滋道第779号の事務連絡に基づき、維持管理の負担を少しでも軽減していくため、支障のないものは撤去を行うものとする。

片持ち式案内標識 点検計画 (R3~R12)

上段:点検実施年次

下段:概算費用

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	合計	
大津					○ 40		○ 40							○ 20	○ 20								2 40
南部	○ 12	○ 10	○ 9								○ 16	○ 15	○ 15								○ 16		3 46
甲賀					○ 5		○ 16	○ 16						○ 16	○ 16	○ 16							3 48
東近江							○ 16	○ 16	○ 16	○ 16						○ 16	○ 16	○ 16	○ 16				4 64
湖東		○ 13	○ 14									○ 19	○ 19										2 38
長浜									○ 18	○ 18									○ 18	○ 18			2 36
木之本		○ 9	○ 7		○ 7							○ 8	○ 8	○ 8							○ 10	○ 12	5 46
高島							○ 17	○ 18									○ 17	○ 18					2 35
年間委託数	1	3	3	0	3	0	4	3	2	2	1	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	-
年間費用	12	32	30	0	52	0	89	50	34	34	16	42	42	44	36	32	33	34	34	28	28		337

滋道第 779 号
平成 26 年(2014 年)10 月 14 日

各土木事務所長・木之本支所長 様

道 路 課 長
(公 印 省 略)

道路施設の維持管理について

本年 7 月 1 日より、橋梁、トンネルなど一部道路施設の点検が義務化されました。

現在、滋賀県では 2,200 km を超える道路を管理しているところですが、今後は義務化に伴いより一層、維持管理に要する費用の確保が課題となってきたところです。

つきましては維持管理の負担を少しでも軽減していくため、今後、下記の 3 点及び別紙内容に留意し、適切に対応していただきますようお願いします。

なお、この取扱いについては、点検の義務化された施設に限定されたものではないことを申し添えます。

記

- 1) 管理している施設のうち、修繕などの機会に当該施設の必要性を確認し、支障ないものは撤去を行うこと
この際、必要に応じて地元や所轄署との調整を行うこと
- 2) 道路事業者間での旧道引渡しにあたって、今後は不用施設の撤去が協議条件に挙がり引渡しの障害になることも予想される。については、あらかじめ双方が撤去すべき施設の確認・合意を早期に行うなど、円滑な引渡しに繋がるよう努めること
- 3) 上記などの理由により管理施設に変化があった場合は、道路台帳、施設台帳への反映を遅滞なく適切に行うこと

【別紙】

○道路施設の撤去が考えられる事例

・横断歩道橋

横断歩道と歩行者用信号がすぐ近くに整備済であるなど、道路横断の安全性が別途に確保できているもの、また、通学路用として設置されたが学校の統廃合により通学路からはずれ、使われていないようなもの。

なお、横断歩道橋の新設は道路法第 95 条の 2 で県公安委員会への意見聴取対象となっていることに留意し、撤去を検討する際においても何らかの形で意見を聴くことが望ましい。

・標識

県事業のバイパス整備で主交通転換後、旧道にあつて特に必要性の薄くなった案内標識や一部の警戒標識、あるいは、自転車及び歩行者専用（325 の 3）で道路管理者が管理する公安委員会の規制と整合がとれていないもの、などが考えられる。

○施設撤去の実施主体

基本的に所管の各土木事務所・支所の専決事項とする。

ただし、当面の間、撤去にあたり判断に迷う場合等は本課に相談されたい。

また、台帳等の整合の関係から、施設撤去後は速やかに道路課道路保全担当に報告されたい。

○撤去費用について

撤去にあたり、橋梁などの大型のものはまとまった予算が必要となる。近年では橋梁の撤去についても交付金事業での対応が可能となっている。

橋梁整備が関係する事業では現橋をどうするのか、事業計画の位置づけを早めに定め、撤去工事にも交付金の予算を充当するよう、配慮されたい。